

株式の併合に関する事後開示書面

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

2026 年 3 月 2 日

株式会社アイネット

2026年3月2日

横浜市西区みなとみらい五丁目1番2号
株式会社アイネット
代表取締役社長兼執行役員 佐伯 友道

株式の併合に関する事後開示事項

当社は、2026年1月30日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、2026年3月2日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第182条の6第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第33条の10に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 本株式併合がその効力を生じた日（以下「効力発生日」といいます。）
2026年3月2日
2. 会社法第182条の3の規定による請求に係る手続の経過
当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第182条の3の規定による請求は行われませんでした。
3. 会社法第182条の4の規定による手続の経過
当社は、2026年2月9日付で、本株式併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項及び社債、株式等の振替に関する法律第155条第1項において定義される買取口座を、電子公告の方法により公告したところ、本株式併合の効力発生日の前日までに、1名の株主から、当社株式100株について会社法第182条の4第1項の規定に基づき株式買取請求を行う旨の書面を受領しました。
4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数
5株
5. その他株式の併合に関する重要な事項
 - (1) 当社は、会社法第180条第2項の規定により、2026年1月30日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、本株式併合を実施いたしました。
 - (2) 当社株式は、2026年2月26日付で、株式会社東京証券取引所プライム市場において上

場廃止となりました。

- (3) 本株式併合により、OFI・01 株式会社以外の株主の皆様が所有していた当社株式の数は、1 株に満たない端数となっております。

以上